

介護休業等職員給与細則

平成16年4月1日

細則第 26 号

改正 平成18年3月13日細則第 9 号

平成28年12月6日細則第 21 号

(総則)

第1条 国立大学法人鳴門教育大学職員給与規程（平成16年規程第14号。以下「給与規程」という。）第33条の規定による介護休業等をする職員の給与に関し必要な事項は、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(職務復帰後における給与等の取扱い)

第2条 介護休業等をした職員が職務に復帰した場合には、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（平成16年細則第28号）第45条の規定により、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、その者の号給を調整することができる。

2 <削除>

(雑則)

第3条 この細則に定めるもののほか、介護休業等の給与に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年1月1日から施行する。